

奈良県告示第三百十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和五年一月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
三島 弘	医療法人社団清心会桜井病院	桜井市大字桜井九七三番地	眼科（視覚障害）	令和三年十二月二十日